

羽曳野市いじめ防止基本方針

令和2年7月改訂

羽曳野市・羽曳野市教育委員会

目 次

はじめに

第1章 いじめ防止に対する基本的な考え方

1. いじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. いじめ防止の基本理念・・・・・・・・・・・・ 2
3. いじめ防止の基本的な考え方・・・・・・・・・・ 2

第2章 市として取り組む施策

1. いじめ防止等の対策のための組織等の設置・・・・・・・・ 2・3
2. 市が取り組む基本的な施策・・・・・・・・・・・・ 3・4

第3章 羽曳野市立学校としての施策

1. 学校いじめ防止基本方針の策定・・・・・・・・・・・・ 5
2. いじめ防止等に取り組む組織の設置・・・・・・・・・・・・ 5
3. いじめ防止等に関する取組み・・・・・・・・・・・・ 5・6・7
 - いじめの未然防止
 - いじめの早期発見
 - いじめへの対処

第4章 重大事態への対処

1. 重大事態とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
2. 重大事態の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
3. 調査の主体と組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7・8
4. 調査結果の報告及び提供・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
5. 市長による再調査等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

はじめに

『いじめ』は、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。近年、子どもを取り巻く社会状況が著しく変化する中で、いじめの問題についても多様化するとともに、より複雑になり深刻化する傾向にあり、携帯電話やスマートホン等を使った新たないじめが課題となっています。

羽曳野市では、これまでもいじめは決して許されない行為であるとともに、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであるという認識のもと、未然防止、早期発見に努めるとともに、保護者や関係機関との連携を図りつつ、その防止と対策に取り組んできました。

国は、平成 25 年 6 月 28 日にいじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）を制定し、いじめの防止等のための対策に関する基本的な理念を定めるとともに、「いじめの防止等のための基本的な方針」を決め、対策の内容や国及び地方公共団体等の果たすべき責務等を明らかにしてきました。

そこで、羽曳野市は、改めて、児童生徒の尊厳を保持するため、学校、地域、家庭、その他関係機関との連携の下、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、法第 12 条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進する基本的な方針を「羽曳野市いじめ防止基本方針」（以下「市方針」という。）として定めます。

第 1 章 いじめ防止に対する基本的な考え方

1. いじめの定義

『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

法第 2 条

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要であるとともに、いじめられた児童生徒本人や周辺の状況等の客観的な事実確認を行うことが重要です。

具体的ないじめの態様は、次のようなものが考えられます。

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話（スマートホンを含む）で誹謗中傷や嫌なことをされる 等

なお、これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものがあります。これらは、被

被害者の心情や状況等に配慮したうえで、早期に警察と連携した対応を取ることが必要です。

2. いじめ防止の基本理念

『いじめ』は、どの子どもの身にも起こりうる、深刻な人権侵害であり、いじめを受けた子どもたちの教育を受ける権利ばかりでなく、生存する権利までも侵害する行為です。

いじめ防止等の対策は、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との意識を持ちいじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要です。

そのために、子どもたちが互いに認め合い、支え合い、高め合える人間関係を築くことができるよう、学校、家庭、地域などすべての市民がお互いの役割を理解し、責任を果たすとともに、連携・協力して取り組まなければなりません。

3. いじめ防止の基本的な考え方

(1) いじめは絶対に許されない

『いじめ』は、どの学校にも起こりうることであり、全ての児童生徒に関係する問題です。また、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけ、健全な成長に大きな影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題です。

そのため、「いじめは絶対に許されない、許さない」との毅然とした強い意識を持つことが必要です。また、加害者のみならず、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も許されるものではありません。

(2) 対等で豊かな人間関係を築く

児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにするためには、子どもたちがお互いの違いを認め合い、他者の願いや思いを共感的に受け止めることができるような、豊かな感性を身につけることが重要です。また、仲間とともに問題を主体的に解決するためのコミュニケーション能力を育成し、子どもたちの自発的な活動によるいじめ防止の取組みを推進することが必要です。

(3) 地域社会全体で取り組む

『いじめ』は学校内外を問わずに起こりうる問題です。いじめ防止に向けて、学校・家庭・地域など、全ての関係者がその立場からその責務を果たし、一体となって取り組むことが重要です。そのためにも、市と教育委員会が連携し、地域社会全体でいじめを許さない環境づくりと意識の向上をめざした取組みを推進することが必要です。

第2章 市として取り組む施策

1. いじめ防止等の対策のための組織の設置

(1) 羽曳野市いじめ問題対策連絡協議会の設置

市は、法第14条第1項に基づき、「羽曳野市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、学校・地域の関係諸機関・教育委員会が、それぞれの取組みについて情報交換を行うなどの連携を図ります。

その構成員は、市立学校、教育委員会、警察及び少年サポートセンター、子ども家庭センター等の関係者としします。

(2) 教育委員会の附属機関の設置

法第14条第3項に基づき、いじめ問題に対して迅速かつ適切な対応を実効的に行うために、羽曳野市教育委員会の附属機関として「羽曳野市いじめ問題対策審議会」を設置し、以下のことを担うものとします。

- ・羽曳野市教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等の有効な対策を検討するため、専門的知見からの審議を行ないます。
- ・羽曳野市立学校のいじめ事案について、必要に応じて問題の解決を図ります。
- ・法第28条第1項に基づき、羽曳野市立学校における重大事態に係る調査を教育委員会が行う場合は、当該組織が調査を行います。

なお、調査を行う場合には、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しないもの（第三者）により構成することとします。

(3) 再調査機関の設置

重大事態に係る「羽曳野市いじめ問題対策審議会」の調査結果について、教育委員会を通じて報告を受けた市長は、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、市長の附属機関として「羽曳野市いじめ問題再調査委員会」を設置し、再調査を行うことができます。この再調査機関は、専門的な知識又は経験を有する第三者等で構成します。

2. 市が取り組む基本的な施策

(1) 豊かな心と社会性を育む教育活動の推進

- ①いじめの未然防止の原点は、児童生徒一人ひとりがかけがえのない存在として大切にされ、安心して学ぶことができる教育活動の推進であることを認識し、各学校における人権尊重の精神に立った学校づくりを支援します。
- ②自ら考え、判断し、自主的に行動する「自律性」を育成するために、各学校の道徳や特別活動等における特色ある取組みを促進します。とりわけ、幼稚園も含め、小中一貫教育に基づいた中学校区での取組みを推進します。

(2) 児童生徒の心のケアに向けた支援

- ①いじめの早期発見と児童生徒一人ひとりの心の現状を把握するため、定期的なアンケート調査の実施及びアンケート結果の適切な活用について学校に指導助言を行います。なお、アンケート用紙は紙媒体もしくは電子媒体での保存とし、期間は実施年度を含めて5年間の年度保存とします。
- ②学校の組織的な相談体制を充実させるために、各中学校区にスクールカウンセラーを配置し、要請に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣するなど、児童生徒の心の安定に向けた有効活用を図ります。

(3) 教職員の資質向上に向けた取組み

- ①いじめ防止の取組みが、専門的知識と客観的な見地から行われるように、教職員に対する研修を実施し、教職員の資質向上を図ります。
- ②児童生徒理解やカウンセリング、ソーシャルスキルトレーニングなど各学校の実態に応じた校内研修が実施されるよう支援を行います。

- ③幼稚園を含めた、小中一貫教育において、中学校区で小・中学校の生徒指導の連携を深め、継続的で組織的な対応を充実させ、地域・家庭環境等を踏まえた上で、いじめの情報や対応を共有し、未然防止、早期解決を図ります。

(4) インターネットを介したいじめに対する取組み

- ①児童生徒の発達段階に応じて、情報端末を安全に活用できる力を身につける情報モラル教育の充実を図ります。
- ②教職員が、インターネット上のいじめの現状などについて理解を深めるとともにトラブルが発生した場合に迅速な対応が可能となるよう研修の充実を図ります。

(5) 保護者・地域との連携

- ①保護者が法第9条に定められた責務を果たすためには、保護者同士また保護者と地域とのつながりの強化が必要です。PTA等と連携して啓発活動を推進します。

(6) 相談体制の整備とその周知

- ①いじめの被害を受けている児童生徒やその保護者等が安心して相談できるよう、羽曳野市教育研究所における相談機能の充実を図り、市民への周知に努めます。
- ②大阪府教育委員会等が行っている教育相談・被害者救済システムについて学校等を通じて広く市民への周知に努めます。

◎ 大阪府における『いじめ』相談窓口

- ・すこやか教育相談 0120-0-78310 (なやみいおう)
- ・さわやかホットライン 06-6607-7362
- ・子ども家庭相談室 子ども専用無料電話 0120-928-704
- ・子ども家庭相談室 保護者等 06-4394-8754
- ・大阪府警察本部 グリーンライン 06-6944-7867 (なやむな)

◎ 羽曳野市における『いじめ』相談窓口

- ・教育研究所 ひまわりコール 072-958-7867

(7) いじめへの対処

教育委員会は、法第23条第2項の規定による学校からの報告を受けたときは、下記の事項のとおり学校に対して支援・指示を行います。

- ①いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全確保を最優先に対応するよう指示します。そのためには、日頃から様々な事態を想定し、状況に応じて機敏に対応できる関係者間で緊密に連携できる体制を整えておくことが重要です。
- ②学校からの支援の要請に応じて、当該事案についての詳細な状況及び学校の対処状況を把握するとともに、必要に応じて、指導主事や専門家を派遣することや、警察等関係機関との連携など必要な支援・指示を行います。また、自ら当該事案についての必要な調査を行います。
- ③いじめを行った児童生徒については、いじめの様態や指導の状況を考慮し、いじめを

受けた児童生徒、その他の児童生徒が安心して教育をうけることができるようにするため、当該保護者に対して学校教育法、羽曳野市教育委員会規則に基づき、必要な措置を講じます。

第3章 羽曳野市立学校としての施策

1. 学校いじめ防止基本方針の策定

(1) 学校いじめ防止基本方針について

各学校は、法第13条に基づき、「学校いじめ防止基本方針」を定めます。これは、学校のいじめの防止及び早期発見の取組み、対処など、いじめ防止等についての全体的な行動計画を示すものです。

(2) 学校いじめ防止基本方針の周知及び点検

学校いじめ防止基本方針は、学校ホームページを活用して保護者や地域に広く公開します。また、学校の実態に即して適切に機能しているか、いじめ防止のために設置された校内組織を中心に点検し、必要に応じて見直していくよう努めます。

2. いじめ防止等に取り組む組織の設置

(1) 組織の構成と位置付け

学校では、これまでも「いじめ・不登校委員会」等を設置し、いじめの防止に取り組んでいましたが、より実効的、機能的に役割を果たすために心理や福祉の専門家等を加えた、いじめ防止対策組織を設置します。ただし、名称については各学校が学校いじめ防止基本方針において定めます。（「いじめ防止対策委員会」等）

(2) 学校いじめ防止対策組織の役割

この組織は、平素からいじめ防止に関する啓発や情報収集を行います。いじめが察知された場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援等の方針の決定、保護者との連携等を担います。

また、重大事態が発生した場合は、羽曳野市教育委員会からの指示により調査を行います。

3. いじめ防止等に関する取組み

(1) いじめの未然防止

- ①児童生徒一人ひとりがかけがえのない存在として大切にされ、安心して学ぶことができるような教育活動を推進することが、いじめの未然防止の原点であることを認識し、人権尊重の精神に立った学校づくりを行います。
- ②児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する力を育成するために、教育活動全体を通じて道徳教育及び体験活動の充実を図ります。
- ③児童生徒による自発的ないじめ防止の意識向上、実践力を育成するために、児童会や生徒会活動をはじめ、児童生徒の自主的、主体的な企画、運営によるさまざまな取組みの充実を図ります。
- ④いじめは、いじめを受けた児童生徒への人権侵害であるという認識のもと、全教職員が研ぎ澄まされた人権感覚を持てるよう、大阪府教育委員会作成の「いじめ対応マニ

- ュアル」や「いじめ対応プログラムⅠ・Ⅱ」等を活用した校内研修の充実を図ります。
- ⑤インターネット等を通じて行われるいじめが大きな課題となっていることから、大阪府教育委員会作成の「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」等や、専門的な外部講師による授業等を活用し、児童生徒に対して計画的に指導を行います。
- ⑥家庭や地域等に対し、いじめ防止の重要性について様々な場面で啓発を行うとともに、学校の取組みについて理解と協力を得るよう努めます。

（２）いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい場所や時間に行なわれたり、一見すると遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、他人が気づきにくく判断しにくい場合があります。

そこで、学校・家庭・地域が子どもの小さな変化（サイン）に気づき、小さな兆候であっても、早い段階からの確に関わりを持ち、情報を共有することにより、迅速で的確に対応することが最も大切です。

あわせて、子どもが安心して相談、訴えやすい体制を日ごろから整えることが求められます。

- ①児童生徒にたいする「学校生活アンケート」等による定期的な調査や、児童生徒との個別面談の実施、電話相談窓口の周知等によりいじめを訴えやすい体制づくりを推進します。
- ②子どもの変化やいじめの兆候を見つけた場合は、対策委員会はもとより、管理職を中心に校内で情報を共有し、迅速に対応できる体制を整えます。

（３）いじめへの対処

- ①いじめが認知された場合には、特定の教職員で抱え込まず、いじめ防止対策組織において速やかに対応を協議します。その場合には、多方面から情報を集め、整理し、全体像を把握した上で、共通理解を図るとともに、解決に向けた手順と方針を決定します。
- ②いじめを受けた児童に対しては、その安全を守るとともに、事情や心情を聴き取り、状況に応じたケアを最優先に行います。あわせて、保護者に経過や学校の方針を丁寧に説明し、保護者の思いを受け止め、解決に向けての協力を求めます。
- ③加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を第一とし、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導にあたります。安易な謝罪で解決するのではなく、相手の心の痛みを理解させ、児童生徒が自己と向き合い、素直に振り返ることができるよう継続して指導します。あわせて、加害児童生徒の保護者にも経過や学校の方針を丁寧に説明し、保護者の責任を果たすことができるよう促し、学校の指導に対して協力を求めます。
- ④いじめが暴行や傷害などの犯罪行為に当たると認められる場合や、児童生徒の生命・身体・財産に重大な被害が及ぶ場合には、警察その他の関係諸機関と連携し、迅速に対応します。その場合、指導のすべてを任すのではなく、学校の指導のもと被害者の意向にも配慮したうえで連携します。
- ⑤認知されたいじめにおいて、おもしろがって見ていた「観衆」や見て見ぬふりをしていた「傍観者」的な立場にいた児童生徒についても、被害者の心情を理解させ、いじめが起こった集団一人ひとりの課題であることを学級や学年全体をとおして指導を

行います。

(4) いじめが一定「解消している」状態

いじめが一定「解消している」状態とは少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

○いじめによる行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当な期間継続していること。

この相当な期間とは、少なくとも3カ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者（教育委員会）または、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

○被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

被害児童生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

※上記の「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

第4章 重大事態への対処

1. 重大事態とは

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余議なくされている疑いがあると認めるとき。

法 第28条第1項

2. 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、情報を迅速に整理し、いじめの概要を把握するとともに、速やかに羽曳野市教育委員会に報告します。羽曳野市教育委員会は学校からの報告を受け、市長に報告します。

3. 調査の主体と組織

(1) 学校が主体となって調査を行う場合

学校が設置しているいじめ防止対策組織により調査を行います。教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行います。

（２）教育委員会が主体となって調査を行う場合

学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生に十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には教育委員会が調査を行います。

その場合、教育委員会に設置している「羽曳野市いじめ問題対策審議会」を活用します。

４．調査結果の報告及び提供

調査結果は、速やかに報告を行います。学校が主体となって調査を実施した場合、校長は教育委員会を通じて市長に報告します。また、教育委員会が主体となった場合も教育委員会が市長に報告します。

また、学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対して、調査の進捗状況及び調査結果を説明します。ただし、他の児童生徒等のプライバシーの保護に十分配慮するものとします。

５．市長による再調査等

（１）再調査の方法

- ・前記４の調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、「羽曳野市いじめ問題再調査委員会」において、調査を行う等の方法により、前記４の調査結果について再調査を行います。
- ・市長は、再調査の公平性・中立性を確保するため、専門的な知識や経験を有する者の中から、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有しない者の参加を図るものとします。

（２）再調査結果の報告及び提供

市長は、再調査を行ったときは、その結果を議会に報告します。また、再調査の結果については、いじめを受けた生徒等及びその保護者に対し、調査の進捗状況及び調査結果を説明します。ただし、他の児童生徒のプライバシーの保護に十分配慮するものとします。